

平成29年通年の会期制による小値賀町議会は、
平成29年4月30日午前10時00分、小値賀町役場議場に招集された。

1、出席議員 8名

1	番	今	田	光	弘
2	番	松	屋	治	郎
3	番	末	永	一	朗
4	番	土	川	重	佳
5	番	浦		英	明
6	番	横	山	弘	藏
7	番	宮	崎	良	保
8	番	立	石	隆	教

2、欠席議員 なし

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町	長	西	浩	三
副	町	谷	良	一
教	育	吉	勝	信
会	計	蛭	元	市
管	理	前	子	也
者	長	西	田	之
総	務	植	村	彦
課	長	木	村	子
住	民	中	下	幸
福	祉		村	
事	務		村	
所	長		中	
産	業		橋	
振	興		本	
課	政		藤	
策	監		崎	
産	業		尾	
振	興			
課	長			
農	業			
委	員			
会	事			
務	局			
長				
建	設			
課	長			
診	療			
所	事			
務	長			
教	育			
次	長			

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議	会	事	務	局	長	尾	野	英	昭
議	会	事	務	局	書	森		知	佳

5、議事日程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

平成29年通年の会期制による小値賀町議会

平成29年4月30日（日曜日） 午前10時00分 開 会

- 第 1 会議録署名議員指名（末永一朗議員 ・ 土川重佳議員）
- 第 2 議員派遣報告
- 第 3 通年の会期に対する議員の発言について
- 第 4 各常任委員会委員の選任
- 第 5 議会運営委員会委員の選任
- 第 6 国境離島活性化推進特別委員会の廃止について
- 第 7 地方創生まちづくり特別委員会の廃止について

午前10時00分開会

議長（立石隆教） おはようございます。

初めに申し上げます。

今回の会期は、小値賀町議会通年の会期制条例第2条の規定により、平成29年4月30日から平成30年4月29日までであります。

本日の会議は、通年の会期制を始めるに当たり、休日ではありますが、小値賀町議会通年の会期制条例の施行期日である議員の任期の開始日に相当する日でありますので、特に会議を開きます。

ただいまから、平成29年通年の会期制による小値賀町議会を開会します。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

ここで一言申し上げます。

小値賀町議会は、昨年6月定例会で小値賀町議会基本条例を議決しました。これまでと大きく変わる点の1つは、自治法第102条の2に基づく通年の会期にすることです。小値賀町議会通年の会期制条例の附則に示すように、本日はその始まりの記念すべき日です。形式的ではなく実質的な会議や行動が展開されることを大いに期待するものです。制度を整えただけでは町の活性化は実現できません。制度を生かすのは議員各位及び町長をはじめ執行部の皆さんです。皆さんの更なる活躍を望むところです。

ここで町長より通年の会期制開始に際してご挨拶をいただきます。

町長

町長（西 浩三） 皆さんおはようございます。

本日は、小値賀町議会通年の会期制条例に基づきまして町長名で招集をいたしておりますけれども、議員の皆様及び執行部の皆様には、休日にも関わらずご健勝にてご出席を賜り、誠にありがとうございました。

通年議会として最初に開かれる議会でございますので、開会に先立ちまして、町民を代表して一言お祝いのご挨拶を申し上げます。

ご案内のとおり、平成28年6月議会で小値賀町議会通年の会期制条例が制定をされました。本日はその施行日となる記念すべき日でございます。この通年議会制は長崎県下市町村で壱岐市に続き制定をされております。特に会期を定めず、定例日に会議を開くことになっておりますので、我々執行部といたしましても最大限その趣旨を尊重しまして、議案の提案等も開会期日に合わせ提出するよう努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。次回からは議会の判断で開催することになり、いよいよ通年議会がスタートすることになりますが、「行動する議会」、「町民と共に歩む議会」、「政策を提言する議会」を目指し、出前議会や議会と語ろう会の開催、また議会だより発行等の分かりやすい広報活動など、これまでの議会基本条例に謳われた事項

につきましても着実に準備を進められ、本日の施行及び開会の運びとなりましたが、これまでのこれらの活動に対しまして改めて敬意を表しますとともに、お喜びを申し上げます。

申すまでもなく、議会と首長、執行部は、地方自治の車の両輪として二元代表制のもと住民のための努力を惜しんではなりませんし、これからもお互いに切磋琢磨して町政の運営に当たってまいりたいと思いますので、今後ともご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

せつかくの機会でございますので、3点ほどご報告とお知らせをさせていただきます。

まず長年の懸案事項でありました九州商船の航路の問題ではありますが、ここにきて大きな進展がありました。実は、今月20日に会社の常務が来町されまして、来年30年の4月から有川航路に新船の高速船を導入し、宇久・小値賀航路と切り離れたダイヤ編成を行うこと。そのことで結果としまして、佐世保発の宇久・小値賀行きの昼の便が増便できるということ。フェリーにつきましては1年後の31年に宇久・小値賀航路に新船を導入するというものでございました。高速船のダイヤにつきまして、会社の案としましては、現在のシークイーンの母港を小値賀に変更し、宇久・小値賀～佐世保航路の専用船として使用。新たに佐世保13時10分発を増便し、小値賀にはこれは15時着となります。その便が最後の佐世保直行となりまして、16時35分佐世保に着きます。そして折り返し16時50分発の小値賀・宇久行きになりまして、現在の18時着より40分遅く18時40分に小値賀着になるというものでございました。フェリーにつきましては、新船になっても所要時間はほとんど変わらないことになっておりまして、これも少しはスピードアップができるように航路協議会等で要望をしましてまいりたいと考えております。具体的には27年、2年前に離島航路協議会の分科会で決められた内容にほぼ近いものになりそうでございますけれども、2年以上も経過し実情も変わっているので、佐世保市や新上五島町と一緒にしているところと会社に要望したいと思っております、分科会の改めての開催を求めていくことにしております。

次に国境離島新法に関しまして、離島民限定ではありますけれども、運賃低廉化事業が4月1日から発行され、半額に近い大幅な値下げとなりまして、法律の恩恵が実感され、改めてこの成立にご尽力いただいた方々への感謝の念を強くしたところでございます。ご承知のように現在は免許証や保険証で代行しておりますが、国境離島島民割引カードの発行が求められておりますので、その手続きについて、現在、いかにして速やかに、また町民の皆様にも効率よく配布できるか検討を進めております。詳細については、おちか新聞でお知らせをしたいと思っております。

もう 1 点、最近のことですけれども、衆議院の選挙区割りが新聞で報道されたとおりでございますけれども、小値賀町全体の 3 区への選挙区画変更が区画審議会より総理大臣へ勧告されまして、それを受けまして連休明けの国会に選挙法の改正案が提出され、そしてどうも今のところ可決される状況でございます。これは平成 32 年には国勢調査の結果に基づく変更が予想される中で、今回は見送られるものと思っておりましたので大変驚きましたが、長年の交流の歴史もある県北地域や、それから北村代議士と選挙区が離れる不安はありますけれども、振興局などの県の行政機関が変わらないよう、長崎県への働きかけも必要かと思っております。北村先生も小値賀を忘れるわけではありませんし、これからも故郷のためのご支援を約束しておられますので、これまでと変わらず小値賀出身の代議士として我々も選挙区を越え応援を続けていくこととし、関係する代議士が増えたと同向きに捉えて、谷川代議士にもこれからご支援をお願いしてまいりたいと思います。

例年は 6 月に補正予算をお願いしておりましたが、今までのところ特に差し迫った案件はないようでございますので、7 月 18 日の定例日に合わせまして議案を提案させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

最初に申し上げましたように、新しい制度での初議会ということで、執行部も出席させていただきましたが、今後もこの通年議会が滞りなく運営されますようご祈念を申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にめでたうございます。

議長（立石隆教） ありがとうございます。

本日は休日にも関わらず、町長以下執行部の皆さんには本会議に出席していただき、ありがとうございます。

これから本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により 3 番・末永一朗議員、4 番・土川重佳議員を指名します。

日程第 2、議員派遣報告を行います。

会議規則第 127 条第 1 項により、平成 29 年 4 月 12 日に宮崎副議長を長崎市の九州商船本社へ、長崎県福祉保健部国保・健康増進課へ、そして国土交通省九州運輸局長崎運輸支局へ議員派遣しました。私も同行しましたが、宮崎議員にその報告を求めます。

宮崎良保議員

7番（宮崎良保） 議員派遣報告を行います。

4月12日に議長と長崎市の九商本社、及び長崎県福祉保健部国保・健康増進課へ、さらに国土交通省九州運輸局長崎運輸支局に行きましたので、その報告を行います。

九州商船に対しては、幾度となくフェリーのバリアフリー化、新船建造のお願いと課題に対する協議を重ねてまいりました。ここにきて会社が新船建造に踏み切る最終段階に至っているとの情報を得、さらにひと押しするために、九州商船と本町議会との信頼関係を確認する趣旨と、フェリーなるしお代替船の建造についてのお願いの詰めの意味を込めて文書を提出してまいりました。その後4月20日には、九州商船から町長への新船建造についての報告が正式になされており、内容については既に配布した資料のとおりでございます。

県の国保・健康増進課では、後期高齢者医療保険制度のケースをもとに、小値賀町が危惧している平成30年に予定されている国保の統一化の問題について議会としての意見を述べ、本町議会の更なる研究のために力を貸してくれるよう頼みました。後期高齢者医療保険制度に比べて連合単位の裁量が大きいので、現在、各市町の資料と現状を踏まえながら調整中であり、具体的な形が示される8月までは町担当の答弁と同じことしか言えない、ということでありました。

長崎運輸支局にはタクシーの問題で伺いました。現在、社協で進めている交通空白地域の移送サービスについてと新規タクシーの開業に関する手順について説明を受け、社協が進めている福祉タクシー、自家用車による移送サービスに向けた取り組みが、緊急性から言っても実現性の面から言っても、高い選択肢であると思いました。他の選択肢も考慮しながら、短期的な取り組みと中長期的な取り組みに分けて、今後も検討していく必要性を感じたところであります。

以上で議員派遣の報告を終わります。

議長（立石隆教） 以上で議員派遣報告を終わります。

日程第3、通年の会期に対する議員の発言についてを議題にします。

宮崎議員より通年の会期に対する発言の申し出がありますので、発言を許します。

宮崎良保議員

7番（宮崎良保） 通年の会期制の開始に対して、議員を代表して抱負を述べたいと思います。

平成12年4月の地方自治法的大幅改正により、従来の機関委任事務が廃止され、本格的な地方分権が推進されることになりました。これから地方自治体に求められることは、自らの責任において自治体の全てを決定し実行していく姿勢であります。小値賀町議会は地方分権の流れの中で重要さが増した議会の責

務を十分に認識し、二元代表制の一翼を自主的に担う存在と町民から実感されるよう、議会改革に取り組んでいるところであります。昨年 6 月、「行動する議会」、「住民と共に歩む議会」、「政策を提案する議会」という 3 つの柱を掲げ、未来に向けた新たな価値の創造に向けて不断の努力を重ねるとともに、町民の多様な意見を反映し得る合議体としての議会づくりを通じ、町民の付託にこたえていくことを決意し、小値賀町議会基本条例を制定しました。その中でこれまでと大きく異なる内容の 1 つが通年の会期制の導入です。これまで年 4 回の定例会があり、定例会から次の定例会の間は全て閉会中となっていたものを、一年中を会期とする条例で、年中議会活動ができるようになりました。これにより監視機能を強化し、政策論議を活性化して、議会の政策形成機能の強化が図られるものと思います。今後、町長の議会招集行為は 4 年間で選挙後の初議会のときだけとなります。その後はあらかじめ定められた定例日や必要なときに本会議が開かれ、委員会が自由に開催されることにより、タイムリーな課題を適宜に議論し決定することができます。ここに機能的、弾力的な議会運営をすること、突発的な事件や緊急の行政課題に即応し町民の期待に応える体制が整いました。私たちはこれより、審議・審査時間を十分に確保しながら、参考人や公聴会制度の活用、出前議会などの活用を推進し、町民等の意見を十分に聞き、地方自治への町民の積極的な参加を求めていくよう努力してまいります。そのことにより、本町議会が真の「住民と共に歩む議会」へと昇華し、真の地方自治の実現が図られるものと確信するからであります。ここに議事機関と執行機関が互いに善政競争し、町民の福祉の向上と公正で民主的な町政の発展に寄与していくこと、その姿を希求し、通年の会期制の初日に当たっての抱負といたします。

平成 29 年 4 月 30 日。以上です。

議長（立石隆教） これで、通年の会期に対する議員の発言についてを終わります。

しばらく休憩します。

— 休 憩 午 前 10 時 18 分 —
— 再 開 午 前 10 時 19 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

日程第 4、各常任委員会委員の選任を行います。

しばらく休憩します。

— 休 憩 午 前 10 時 20 分 —
— 再 開 午 前 10 時 45 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、総務文教厚生常任委員会委員に今田光弘議員、松屋治郎議員、末永一朗議員、浦 英明議員、宮崎良保議員、立石隆教議員を、それから産業建設常任委員会委員に末永一朗議員、土川重佳議員、浦 英明議員、横山弘藏議員、宮崎良保議員、立石隆教議員を、それから広報常任委員会委員に今田光弘議員、松屋治郎議員、浦 英明議員、横山弘藏議員、宮崎良保議員をそれぞれ指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました方をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定しました。

各常任委員会委員長・副委員長は、委員会条例第8条第2項ならびに第9条第1項の規定によって、互選により決定することになっておりますので、これより常任委員会ごとに委員長・副委員長を互選していただきます。

しばらく休憩します。

— 休 憩 午 前 10 時 46 分 —
— 再 開 午 前 10 時 46 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

常任委員会委員長及び副委員長が次のとおり決定し、通知を受けましたので、報告いたします。

総務文教厚生常任委員会委員長に松屋治郎議員、副委員長に今田光弘議員。

産業建設常任委員会委員長に横山弘藏議員、副委員長に土川重佳議員。

広報常任委員会委員長に今田光弘議員、副委員長に宮崎良保議員。

以上のとおりであります。

日程第5、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって今田光弘議員、松屋治郎議員、土川重佳議員、横山弘藏議員、宮崎良保議

員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました方を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

議会運営委員会委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項ならびに第9条第1項の規定によって、互選により決定することになっておりますので、これより委員長及び副委員長を互選していただきます。

しばらく休憩します。

— 休 憩 午 前 10 時 48 分 —
— 再 開 午 前 10 時 48 分 —

議長(立石隆教) 再開します。

議会運営委員会委員長及び副委員長が次のとおり決定し、通知を受けましたので、報告いたします。

委員長に土川重佳議員、副委員長に横山弘藏議員、以上のとおりであります。

日程第6、国境離島活性化推進特別委員会の廃止についてを議題とします。

本特別委員会は平成26年9月設置以来、議会の立場から国境離島新法についての調査研究をしてきましたが、今後は各常任委員会において本件に係る調査を行うこととし、国境離島活性化推進特別委員会を廃止することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、国境離島活性化推進特別委員会を廃止することに決定しました。

日程第7、地方創生まちづくり特別委員会の廃止についてを議題とします。

本特別委員会は、平成27年3月設置以来、議会の立場から地方創生についての調査研究をしてきましたが、今後は各常任委員会において本件に係る調査を行うこととし、地方創生まちづくり特別委員会を廃止することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、地方創生まちづくり特別委員会を廃止することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
ご苦勞様でございました。

— 午 前 10 時 50 分 散 会 —